

要 旨

主要立法（翻訳・解説）

【EU】 リスボン条約後のコミトロジー手続 —欧州委員会の実施権限の行使を統制する仕組み—

欧州共同体設立条約第202条は、理事会が定める規定の実施権限を、理事会自身が採択する措置に規定することによって、欧州委員会に委任していた。欧州委員会が委任された権限を行使するにあたっては、これを統制するための手続が理事会決定として定められており、欧州連合（EU）ではこの手続又は制度をコミトロジーと呼んでいる。2009年12月発効のリスボン条約は、これらの手続を全面的に改め、EUの機能に関する条約第290条及び第291条に新しく規定した。2011年3月1日、第291条の規定に基づき、その運用の手続を具体的に定めた新規則を施行した。また、第290条の手続に関する関係機関の共通認識に関する文書も同4月に公表し、手続の簡素化とEUの権限の強化を図る新制度の概要が固まった。新旧コミトロジーを対比して解説し、新規則を訳出して末尾に付す。

【EU】 EUにおける参加民主主義の進展 —EU市民発案に関する規則—

国民又は住民による発案（イニシアティブ）とは、直接民主主義の制度の一種であり、有権者が法律等の制定・改廃を直接請求する制度である。欧州連合（EU）では、2009年12月発効したリスボン条約により改定されたEU条約に、「参加民主主義」の仕組みが盛り込まれ、その一つに、「市民発案（citizens' initiative）」の制度が規定された。この度、この条約規定を実施するための規則が制定され、2011年3月11日にEU官報で公布された。本稿では、民主主義の諸制度と発案、EUの民主主義、規則の主な内容を紹介し、末尾に規則の翻訳を付す。

【ドイツ】 ドイツにおける保安監置をめぐる動向 —合憲判決から違憲判決への転換—

ドイツの裁判所は、性犯罪や暴力犯罪等の重罪の再犯者に対して、刑を科し、併せて保安監置を命ずることができる。保安監置制度は、1933年から存続するが、1998年以降、その規定は段階を経て厳格化されてきた。しかし、保安監置を欧州人権条約違反とする2009年の欧州人権裁判所の判決を受け、これまで保安監置で収容されていた者が解放される事例が出てきた。この事態を受け、2010年末に刑法典中の保安監置の規定が改正され、2011年から施行されている。しかし、法改正後の保安監置も欧州人権条約違反とする欧州人権裁判所の判決があり、これまで保安監置は合憲としてきた連邦憲法裁判所も、2011年5月4日には、ついに違憲と判決した。そこで、更に新しい保安監置の制度が、2013年5月までに定められることとなった。本稿では、保安監置の規定の変遷を主要な判決と共に紹介する。末尾に刑法典（抄）及び治療収容法の翻訳を付す。

【韓国】 韓国における「取調べの可視化」

近年、我が国でも「取調べの可視化」に関する議論が活発に行われており、2010年の「厚労省元局長無罪判決」後は、「取調べの可視化」を求める声が一層高まっている。一方、我が国と類似した刑事司法制度を採用している韓国では、2007年の刑事訴訟法の改正により、「取調べの可視化」が大きく進展した。本稿では、韓国における「取調べの可視化」の経緯、改正法の関連部分の内容、新しい刑事司法制度導入の試みを紹介し、末尾に改正法の関係規定の翻訳を付す。

主要立法 (解説)

【アメリカ】 アメリカの原子力政策の動向 —ユッカマウンテン凍結後のバックエンド政策—

原子力発電において、核燃料サイクルにおける核燃料再処理や廃棄物処理・処分の領域に関する政策をバックエンド政策という。本稿では、アメリカで高レベル放射性廃棄物と使用済核燃料の最終処分場となる予定だったユッカマウンテン最終処分場の建設計画が、オバマ政権により凍結された後のバックエンド政策について紹介する。ユッカマウンテン凍結後、オバマ大統領は「アメリカの原子力の未来についての審議会」を設置し、放射性廃棄物処理を中心に、バックエンドに関する幅広い分野について、勧告・提言を行うよう求めていたが、2011年5月に同審議会の小委員会が勧告・提言の草案を発表した。草案の概要と、草案に影響を与えたといわれるMITの研究グループによる報告書『原子力の未来』と『核燃料サイクルの将来』の概要をあわせて紹介する。

【ロシア】 ロシアにおける警察改革の現状 —警察法の改正を中心に—

ソ連崩壊後、ロシアでは警察官による汚職や犯罪、怠慢が大きな問題になった。これに対してメドヴェージェフ大統領は、政権の重要課題の一つである汚職対策の一環として、抜本的な警察改革に乗り出した。本稿では、前半においてメドヴェージェフ政権の警察改革に対する取組みを紹介した後、後半では2011年1月に改正された警察法について、新法を旧法と比較しながら主要な改正点について解説する。これまでの警察改革が警察組織の綱紀粛正や業務効率の改善を主眼としていたのに対し、今回の新法では警察による市民の人権侵害を防ぐための方策が盛り込まれており、警察の民主化が意識されているのが重要な特徴である。

【タイ】 タイ国籍法の一部改正 —タイ国籍法の変遷と無国籍者問題—

タイでは、2008年に国籍法の一部が改正された。1972年の革命団布告第337号により国籍を剥奪されたベトナム難民らの国籍を回復し、国籍付与に関する手続を明確化することを目的とした内容である。本稿では、タイをとりまく国際情勢の変化を背景に、時代とともに改正を重ねてきたタイの国籍法制を紹介し、そこに生まれた無国籍者問題の要因と事例を紹介する。さらに、近年のグローバル社会における人の移動から生まれる新たな無国籍者問題に触れ、タイにおける外国人労働者政策と国籍法制の新たな課題を明らかにする。